

環境省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定、平成 17 年 12 月 16 日改定）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 18 年度環境省政策評価書（事後評価）」（平成 19 年 8 月 31 日付け環境政発第 070831001 号による送付分）における実績評価方式による 9 件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

3 審査の結果

「平成 18 年度環境省政策評価書（事後評価）」における実績評価方式による 9 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の有 無	
1	地球温暖化対策の推進	○	地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年(平成4年)に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。京都議定書における2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。	C	1	温室効果ガスの総排出量[CO2換算 ^ト]	CM	11億6,300万	○
		○	目標1-1	2008年(平成20年)から2012年(平成24年)のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年(平成2年))総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量の1.2%相当分削減する。 また、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の代替フロン等3ガスの排出量を1995年(平成7年)比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑える。	5	エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO2換算 ^ト]	CM	10億5,600万	○
						非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO2換算 ^ト]	CM	1億2,400万	○
						代替フロン等3ガスの排出量[CO2換算 ^ト]	CM	5,100万	○
						(間接)1世帯当たりの二酸化炭素排出量[CO2換算 ^ト]	CM	—	—
(間接)業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[CO2換算 ^ト]	CM					—	—		
○	目標1-2	京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。	1	温室効果ガスの吸収量[CO2換算 ^ト]	CM	4,767万 (1,300万炭素トン)	○		
○	目標1-3	我が国における京都メカニズム(CDM・JI・国際排出量取引)活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを取得する。	1	クレジット取得量[CO2換算 ^ト]	P	約1億 (第一約束期間の5年間で割ると、約2,000万/年)	○		
2	地球環境の保全	○	オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。	C					

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
	○	目標 2-1	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。		4	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP ^ト]	CM	0	○	
							業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(回収量)[%(^ト)]	CM	60以上	○
							PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値[ODP ^ト]	CM	減少傾向を維持	△
							(参考)南極のオゾンホール面積[万km ²]	CM	—	—
		目標 2-2	「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域における酸性雨問題の解決を目指すとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂問題の解決を目指す。		4	EANETモニタリング地点数[地点]	P	47	○	
							EANET分析精度管理目標達成率[%]	CM	100	○
							酸性雨モニタリング地点数[地点]	P	31	○
							国内ライダー設置地点数(環境省設置)[地点]	P	9(5)	○
		目標 2-3	海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。		1	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万 ^ト]	CM	284	○	
		目標 2-4	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。		1	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%]	CM	100	○	
3	大気・水・土壌環境等の保全	○	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。	C	/					
○	目標 3-1	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。		7					全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率(%)	CM
					二酸化いおう		100	/		
					一酸化炭素		100			
					浮遊粒子状物質		100			

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の設定の有 無	
					二酸化窒素 光化学オキシダント ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー 水銀 ニッケル化合物 クロロホルム 1,2-ジクロロエタン 1,3-ブタジエン		100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100		
					全国の自動車排出 ガス測定局における 大気汚染に係る環境 基準達成率[%]	CM	以下のとおり	○	
					二酸化窒素(NO2) 光化学オキシダント 一酸化炭素(CO) 浮遊粒子状物質 (SPM) 二酸化いおう(SO2)		100 100 100 100 100		
					大都市地域における 自動車排出ガス測定 局における大気汚染 に係る環境基準達成 率[%]	CM	以下のとおり	○	
					二酸化窒素(NO2) 浮遊粒子状物質 (SPM)		100 100		
					(間接)低公害車の 普及台数[万台]	CM	1000	○	
					(間接)燃料電池自 動車の普及台数 [台]	CM	50,000	○	
					(参考)一般環境大 気測定局の数[局 数]	P	—	—	
					(参考)自動車排出 ガス測定局の数[局 数]	P	—	—	
		○	目標 3-2	騒音に係る環境基準の達成状 況を改善させ、騒音・振動・悪臭 公害を減少させるとともに、ヒート アイランド対策や光害対策を講じ ることにより、良好な生活環境を保 全する。	9	騒音に係る環境基準 達成率(一般地域) [%]	CM	100	○
						騒音に係る環境基準 達成状況(道路に面 する地域)[達成割合 (%)/(評価対象:千 戸)]	CM	100	○
						航空機騒音に係る環 境基準達成状況(測 定地点ベース)[%]	CM	100	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%]	CM	100	○	
					(参考)騒音に係る苦情件数[件]	CM	—	—	
					(参考)振動に係る苦情件数[件]	CM	—	—	
					(参考)悪臭に係る苦情件数[件]	CM	—	—	
					(参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日]	CM	—	—	
					(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]	P	—	—	
		○	目標3-3	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。	22	健康項目基準達成率[%]	CM	100	○
					生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]	CM	100	○	
					各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/リットル]	CM	以下のとおり	○	
					霞ヶ浦 西浦 COD T-N T-P		8.2 0.92 0.10		
					北浦 COD T-N T-P		7.6 0.86 0.090		
					常陸利根川 COD T-N T-P		7.4 0.84 0.074		
					印旛沼 COD T-N T-P		8.9 2.7 0.10		
					手賀沼 COD T-N T-P		8.5 2.6 0.15		
					琵琶湖 北湖 COD T-N T-P		2.9 0.30 -		
					南湖 COD T-N T-P		4.2 0.33 0.018		
					児島湖 COD T-N T-P		7.5 1.2 0.17		
					諏訪湖 COD T-N T-P		4.8 0.75 0.050		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
					釜房ダム貯水池 COD T-N T-P		2.0 0.46 0.013	
					中海 COD T-N T-P		4.6 0.50 0.048	
					穴道湖 COD T-N T-P		4.5 0.44 0.043	
					野尻湖 COD T-P		1.5 0.005	
					瀬戸内海における水 質環境基準の達成 率(COD、全窒素・全 磷の順) [%]	CM	100/100	○
					瀬戸内海(大阪湾を 除く)における水質環 境基準の達成率 (COD、全窒素・全磷 の順) [%]	CM	100/100	○
					大阪湾における水質 環境基準達成率 (COD、全窒素・全磷 の順) [%]	CM	100/100	○
					東京湾における水質 環境基準の達成率 (COD、全窒素・全磷 の順) [%]	CM	100/100	○
					伊勢湾における水質 環境基準の達成率 (COD、全窒素、全磷 の順) [%]	CM	100/100	○
					有明海における水質 環境基準の達成率 (COD、全窒素・全磷 の順) [%]	CM	100/100	○
					八代海における水質 環境基準の達成率 (COD、全窒素・全磷 の順) [%]	CM	100/100	○
					東京湾、伊勢湾及び 瀬戸内海における汚 濁負荷量(COD、全 窒素、全磷の順) [t /日]	CM	897/787/53.0	○
					赤潮の発生件数(瀬 戸内海・有明海・八 代海の順) [件]	CM	—	—
					地下水基準達成率 [%]	CM	100	○
					年間2cm以上の地盤 沈下面積[km2]	CM	0	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の設定の有 無	
					湧水の把握件数 [件]	P	増加傾向を維持	△	
					(間接)排水基準違 反件数[件]	P	0	○	
					(間接)環境基準を 超えるダイオキシン 類を含む底質に関する 対策着手率・完了 率[%]	P	100/100	○	
					(参考)常時監視に おける要監視項目測 定地点数[地点]	P	—	—	
					(参考)公共用水域 水質等常時監視に おける測定値点数 [地点(検体数)](健 康項目、生活環境項 目、ダイオキシン類 に係る水質、ダイオ キシン類に係る底質 の順)	P	—	—	
					(参考)瀬戸内海に おける埋立免許面積 (各年の数値は前年 の11月2日～11月1 日までの合計)[㎡]	P	—	—	
					(参考)地下水質常 時監視における測定 井戸数(概況調査、 ダイオキシン類の順) [本数]	P	—	—	
					(参考)全国水生生 物調査参加者数 [人]	P	—	—	
		○	目標 3-4	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。	13	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	CM	100	○
						土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%]	P	100	○
						ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	CM	100	○
						(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[㎡]	P	—	—
						(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累積)[㎡]	CM	—	—
						(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)[地域]	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無											
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無					
					(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)[地域]	CM	—	—					
					(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)[区域]	P	—	—					
					(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)[区域]	CM	—	—					
					(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[m2]	P	—	—					
					(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)[m2]	CM	—	—					
					(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(年度末)[地域]	P	—	—					
					(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域解除数(累計)[地域]	CM	—	—					
		○	目標3-5	ダイオキシン類について、総排出量を平成22年までに平成15年比で約15%削減し、環境基準の達成率を100%にする。また農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。	3	ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比(H15年以前はH9年比))[%]	CM	約15	○				
						ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%]	CM	以下のとおり	○				
						大気	/	100	/				
				公共用水域水質	100								
				公共用水域底質	100								
				地下水質	100								
				土壌	100								
				新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数]	P	300	○						
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	○	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。	C	/								
		○	目標4-1	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					3	資源生産性[万円/トン]	CM	39	○
										循環利用率[%]	CM	14	○
						最終処分量[百万トン]	CM	28	○				

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	目標 4-2 各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。	7	容器包装リサイクル法による容器包装分別収集量(千t)	CM	以下のとおり	○
					無色のガラス製容器		395	
					茶色のガラス製容器		340	
					その他のガラス製容器		196	
					紙製容器包装		199	
					ペットボトル		345	
					プラスチック製容器包装		1011	
					鋼製容器包装		388	
					アルミニウム製容器包装		172	
					段ボール		774	
					飲料用紙製容器		32	
					家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	CM	以下のとおり	
					家庭用エアコン		60	
					テレビ		55	
					冷蔵庫		50	
					洗濯機		50	
					食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	CM	20	○
					食品製造業		-	
					食品卸売業		-	
					食品小売業		-	
					外食産業		-	
					建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	CM	以下のとおり	○
					コンクリート塊		95	
					アスファルト・コンクリート塊		95	
					建設発生木材		95	
					資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	CM	以下のとおり	○
					デスクトップ		50	
					ノートブック		20	
					ブラウン管式表示装置		55	
					液晶式表示装置		55	
					ニカド電池		60	
					ニッケル水素電池		55	
リチウムイオン電池		30						
小形制御弁式鉛蓄電池		50						

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					自動車リサイクル法 における自動車破碎 残さ及びガス発生器 (エアバッグ等)の再 資源化率(%)	CM	以下のとおり	○	
					自動車破碎残さ		30		
					ガス発生器(エア バッグ類)		85		
					容器包装リサイクル 法による分別収集実 施市町村数(カッコ内 は全市町村数に対 する割合)(市町村 数、(%))	P	以下のとおり	○	
					無色のガラス製容 器		2,368 (97.9%)		
					茶色のガラス製容 器		2,367 (97.9%)		
					その他のガラス製容 器		2,368 (97.9%)		
					紙製容器包装		1,432 (59.2%)		
					ペットボトル		2,380 (98.4%)		
					プラスチック製容器 包装		1,991 (82.3%)		
					鋼製容器包装		2,409 (99.6%)		
					アルミニウム製容器 包装		2,411 (99.7%)		
					段ボール		2,313 (95.7%)		
					飲料用紙製容器		2,125 (87.9%)		
		○	目標 4-3	一般廃棄物の排出抑制、リサイ クル、適正処理等を推進する。	6	一般廃棄物の排出 量[百万トン](国民1 人当たり[g/日])	CM	49	○
						一般廃棄物のリサイ クル率[%]	CM	24	○
						一般廃棄物の最終 処分量[百万トン]	CM	6.4	○
						一般廃棄物焼却炉 からのダイオキシン 類の排出量[g- TEQ/年]	CM	51	○
						(参考)ごみ発電の総 発電能力[MW]	CM	2,400	○
						(参考)ごみ発電の総 発電量[GWh]	CM	11,800	○
		○	目標 4-4	産業廃棄物の排出抑制、リサイ クル、適正処理等を推進する。	5	産業廃棄物の排出 量[百万トン]	CM	458	○
						産業廃棄物のリサイ クル(再生利用)率 [%]	CM	47	○
						産業廃棄物の最終 処分量[百万トン]	CM	30	○
						産業廃棄物焼却炉 からのダイオキシン 類の排出量[g- TEQ/年]	CM	50	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無											
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の設定の有 無					
						高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量 [万台]	CM	0	○				
		○	目標 4-5	廃棄物の不法投棄等による不適 正処理の防止、特別管理廃棄物 の適正な処理の確保並びに廃棄 物及び特定有害廃棄物等の適正 な輸出入等の確保を図る。	7	産業廃棄物の不法 投棄件数[件]	CM	H11年度に対し 概ね半減	○				
							産業廃棄物の不法 投棄量[百万トン]	CM	H12年度に対し 概ね半減	○			
							5,000 トンを超える産 業廃棄物の不法投 棄件数[件]	CM	0	○			
							(参考)バーゼル法 輸出承認件数[件]	P	—	—			
							(参考)バーゼル法 輸入承認件数[件]	P	—	—			
							(参考)廃棄物処理 法輸出確認件数 [件]	P	—	—			
							(参考)廃棄物処理 法輸入許可件数 [件]	P	—	—			
		○	目標 4-6	環境保全上効果的である浄化 槽の整備による生活排水対策を 講ずる。	2	浄化槽の普及率 [%]	CM	11	○				
							(間接)浄化槽市町 村整備推進事業の 実施市町村数[市町 村数]	P	—	—			
5	生物多様 性の保全 と自然との 共生の推 進	○		生態系のもたらす恵みを将来にわ たって継承するため、国土全体から 地域までの様々なレベルにおいて、 それぞれ多様な生態系及び動植物 が保全され、持続可能な利用が図ら れる「自然と共生する社会」を実現 する。	C								
		○	目標 5-1	生物多様性国家戦略を始めとする 自然環境保全のための政策の 策定、及びそのために必要な情 報の収集・整備・提供を行う。ま た、国際的枠組への参加等を通じ て地球規模の生物多様性の保全 を図る。	1					(間接)モニタリング サイト設置数[箇所]	P	1000	○
		○	目標 5-2	原生的な自然及び優れた自然 の保全を図り、里地里山などの二 次的な自然についてその特性に 応じた保全を図るとともに、過去に 失われた自然を積極的に再生す る事業と、自然再生に係る地域活 動を推進するための支援を実施 することで、自然環境の保全・再 生を図る。	3					(間接)国立公園計 画の点検実施済地 域数[地域]	P	57	○
											(間接)自然再生推 進法に基づく協議会 数[協議会]	P	増加傾向を維持
							(間接)環境省の自 然再生事業実施地 区数[地区]	P	増加傾向を維持	△			
		○	目標 5-3	希少野生動植物の保護・増殖に よる種の保存や生息状況等の調 査による現状把握、野生鳥獣の適 正な保護・管理と狩猟の適正化、 遺伝子組換え生物対策の推進、 侵略的な外来生物対策の推進、 等により生物多様性等への影響を 防止する。	6	(参考)脊椎動物分 類群における評価対 象種(レッドリスト作成 に係る種。以下同 じ。)に対する絶滅の おそれのある種数の 割合[種数/種数]	P	—	—				

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の設定の有 無	
						(参考)昆虫分類群 における評価対象種 に対する絶滅のおそ れのある種数の割合 [種数/種数]	P	—	—
						(参考)維管束植物 分類群における評価 対象種に対する絶滅 のおそれのある種数 の割合[種数/種数]	P	—	—
						(参考)保護増殖事 業計画数[計画]	P	—	—
						(参考)国指定鳥獣 保護区指定箇所数 [箇所]	P	80	○
						(参考)特定外来生 物指定種類数	P	—	—
		○	目標 5-4	自治体、動物販売業者による飼 い主等への適切な指導、情報提 供の確保、地域における動物の適 正飼養推進のための体制作りを 推進することにより動物の愛護と 適正な管理についての国民の意 識の向上を図る。	1	(間接)都道府県等 による犬ねこの引取 り数[頭]	CM	減少傾向の維持	△
		○	目標 5-5	自然とのふれあい活動をサポー トする人材の育成・確保や自然と ふれあうための機会や情報の提 供、温泉の適正な利用を通じて、 自然とのふれあいを求める国民の ニーズに的確に応え、自然への理 解や大切にする気持ちを育成す る。	6	エコツアー総覧の年 間アクセス件数[件]	P	21年度末時点で 17年度比50%増	○
						(参考)自然公園等 利用者数[千人]	P	—	—
						(参考)パークボラン ティア登録人数/地 区数[人/地区]	P	—	—
						(参考)子どもパーク レンジャー参加者数 [人]	P	—	—
				(参考)インターネット 自然研究所のアクセ ス数[件]	P	—	—		
				(参考)国民保養温 泉地年度延宿泊利 用人数[人]	P	—	—		
6	化学物質 対策の推 進	○	化学物質による環境リスクを評価 するとともに、リスクコミュニケーション を通じて社会的な合意形成を図り ながら、環境リスクを管理し、人の健 康の保護及び生態系の保全を図 る。	C					
○	目標 6-1	化学物質による人の健康や生態 系に対する環境リスクを体系的に 評価するとともに、そのための基 礎データを収集する	2	化学物質環境実態 調査を行った物質・ 媒体数(()は行政需 要としての調査目標 値)[物質]					P
				PRTR 対象物質等 に対する基礎情報集 対象物質数[物質]	P	295	○		

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		○	目標 6-2 化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。		7	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質]	P	130	○
						PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[トン]	CM	—	○
						(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数[物質]	P	約160	○
						(間接)個別事業所におけるPRTR データの開示件数[件]	P	—	○
						(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[Pg-TEQ/kg/日]	CM	4	○
						(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回]	P	毎年度1回	○
						(参考)PRTR データの集計等及び公表[回]	P	毎年度1回	○
		○	目標 6-3 リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。		2	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質]	P	354	○
						(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]	P	定期的開催	△
—	目標 6-4 化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。		—	—	—	—	—		
—	目標 6-5 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。		—	—	—	—	—		
7	環境保健対策の推進	—	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。	C	/				

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
		—	目標7-1 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。	—	—	—	—	—		
		—	目標7-2 水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。	—	—	—	—	—		
		—	目標7-3 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。	—	—	—	—	—		
		—	目標7-4 近年様々な健康被害をもたらしている指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ①花粉症と一般環境との関係 ②本態性多種化学物質過敏状態(いわゆる化学物質過敏症) ③環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等)	—	—	—	—	—		
8	環境・経済・社会の統合的向上	○	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。	C	/					
○	目標8-1 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。	7	環境ビジネスの市場規模[兆円]	CM					約50	○
			環境ビジネスの雇用規模[万人]	CM					約140	○
			地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%]	CM					以下のとおり	○
			地方公共団体	/					100	/
			上場企業						約50	
			非上場企業						約30	
			(間接)ISO14001、エコアクション21等の登録事業者数[事業者]	P	増加傾向を維持	△				
			(間接)エコ/SRIファンドの設定数、純資産残高及びその割合[%]	CM	増加傾向を維持	△				

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						(間接)環境報告書 公表企業(上場/非 上場)[%]	CM	約50/約30	○
						(間接)環境会計実 施企業(上場/非上 場)[%]	CM	約50/約31	○
		○	目標 8-2	情報提供の充実等により、地域 に対する取組支援と地域間の連 帯を進め、環境に配慮した地域づ くりの全国的展開を図る。また、公 害防止計画を推進することにより、 公害の早急な解決と未然防止に 努め、地域住民の健康を保護し、 生活環境を保全する。	4	地域環境総合計画 策定団体率[%]	P	増加傾向を維持	△
						環境と経済の好循環 のまちモデル事業実 施に伴うCO2排出削 減量[CO2換算ト]	CM	51,000	○
						(間接)公害防止計 画策定地域を構成す る市区町村数(地域 数)	P	減少傾向の維持	△
						(参考)地域環境行 政支援情報システム (知恵の環)のアクセ ス件数[件/日]	P	1,500	○
		○	目標 8-3	国民、事業者、民間団体、地方 公共団体、国などの各主体が、環 境保全に関してそれぞれの立場 に応じた公平な役割分担の下、相 互に連携した自主的・積極的取組 が行えるよう、各主体間のネット ワークを構築し、環境保全のため の情報の集積・交換・提供等を行 い、環境パートナーシップの形成 を促進する。	3	(間接)地球環境 パートナーシップブラ ザのホームページア クセス件数[万件]	P	増加傾向を維持	△
						(間接)環境らしんばん 登録団体数[団 体]	P	2,000	○
						(参考)地球環境 パートナーシップブラ ザのメールマガジ ン配信人数[人]	P	3,000	○
		○	目標 8-4	NPOや事業者等、様々な主体と 連携しつつ、様々な場において、 すべての主体に対して、学校・家 庭・地域コミュニティが連携した質 の高い効果的な環境教育・環境 学習を行うことで、自発的、主体的 に取り組む意識を醸成する。	2	(間接)環境カウンセ ラーの登録者数(累 計)[人]	P	5,500	○
				(間接)こどもエコクラ ブの会員数[人]	P	110,000	○		
9	環境政策 の基盤整 備	○	各種の技術開発や研究の推進、 環境とそれに関連する様々な情報 の整備、意思決定の各段階への環 境配慮の統合といった、持続可能な 社会づくりを支える基盤の整備を推 進する。	C	/				
		-	目標 9-1	各主体における環境配慮の織り 込みの推進や環境白書等を活用 した普及啓発等を行うなど、環境 基本計画の効果的な実施により、 環境保全に関する施策の効果的 な実施を図る。	2	(参考)国民の環境 基本計画の認知度 [%]	CM	-	-
						(参考)環境白書 ホームページへのア クセス件数[件]	P	-	-
		-	目標 9-2	環境に影響を及ぼすと認められ る意思決定の各段階において環 境アセスメント制度等を通じ、環 境保全上の適切な配慮を確保する。	2	(参考)環境影響評 価法に基づく手続 の実施累積件数(当初 から法によるもの) [件]	P	-	-

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標 値等の設定の有 無	
					(参考) 地方公共団 体における上位計画 等に係る環境影響評 価に関する制度数 [制度]	P	—	—	
		○	目標 9-3	環境の状況の把握、問題の発 見、環境負荷の把握・予測、環境 変化の機構や環境影響の解明・ 予測、対策技術の開発など各種 の研究開発を実施するとともに、 研究開発のための基盤の整備、 成果の普及により環境分野の研 究・技術開発を推進し、環境問題 の解決や持続可能な社会の構築 の基礎とする。	2	ナノテクノロジーを活 用した環境技術開発 [開発数/着手]	P	3技術/5技術/6技術 の実用化	○
					環境技術の環境保 全効果等の実証体 制確立分野数・着手 分野数[確立分野数 /着手分野数]	P	8技術分野以上で 技術実証手法・体制 確立	○	
		○	目標 9-4	環境保全施策を科学的、総合的 に推進するため、環境問題に係る 情報を体系的に整備し利用を図 るとともに、様々なニーズに対応 した情報を整備し、各主体への正 確かつ適切な提供に努める。また、 地球環境問題から身近な環境問 題までの現状と取組について、各 種媒体を通じた広報活動を行う。	4	環境情報に関する国 民の満足度[%]	CM	90	○
					(参考) 環境省ホーム ページアクセス件数 [百万アクセス]	P	180	○	
					(参考) 環境省ホーム ページファイル数[万 ファイル]	P	18	○	
					(参考) 環境省ホーム ページの外国語版 ページアクセス件数 [百万アクセス]	P	2.5	○	
合計	9政策	○=8 △=32	C=9	直接 78 間接 27 参考 51 合計 156	CM=86 P=70	○=100 △=11			

- (注) 1 環境省の「平成18年度環境省政策評価書（事後評価）」を基に本省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査評（実績評価関係）の記載事項」を参照
3 環境省では、指標をその性格により、「直接指標」、「間接指標」、「参考指標」に区分している。
直接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により直接的に判断できるもの又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては指標の動向を把握し、その結果に基づき目標の達成状況にどのような影響を与えているかについて記載することとされている。
間接指標は、目標の達成やその進捗状況が、当該指標により間接的に判断できるもの又は影響を及ぼすものであり、評価に当たっては、指標の動向を把握することとするが、その結果に基づき目標の達成状況への影響等については必要に応じ記載することとされている。
参考指標は、目標の達成やその進捗状況を示す指標とは言い難いが参考になると考えられるものであり、指標の動向や目標の達成状況への影響等については、特に必要な場合に記載することとされている。

動

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	公正取引委員会の評価書に記載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の評価対象施策欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（達成目標）」欄	評価書の施策の目標欄及び本文中に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、必ずしも評価書において測定指標である旨が明記されていないため、当省で整理し、公正取引委員会に確認の上、記入した。</p>
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数